

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年5月23日

【会社名】 株式会社 平和堂

【英訳名】 HEIWADO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 夏 原 平 和

【本店の所在の場所】 滋賀県彦根市小泉町31番地

【電話番号】 (0749)23-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 木 村 正 人

【最寄りの連絡場所】 滋賀県彦根市小泉町31番地

【電話番号】 (0749)23-3111(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 木 村 正 人

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年5月19日開催の当社第59回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年5月19日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき普通配当19円（中間配当13円を含め年間配当32円）

総額996,580,875円

(2) 効力発生日

平成28年5月20日

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 5,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、当該移行に必要な会社の機関についての変更、取締役および取締役会に係る規定の変更、監査役および監査役会に係る規定の削除、監査等委員会に係る規定の新設、業務執行取締役等以外の取締役との責任限定契約についての規定の新設ならびに条数の見直しおよび字句等の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、夏原平和、平松正嗣、夏原行平、木村正人、夏原陽平、田淵寿、福嶋繁の各氏を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、三木愛雄、軸丸欣哉、森將豪、木下貴司の各氏を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額2億5千万円以内とする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額4千万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	430,160	588	3	(注)1	可決 97.12
第2号議案	428,909	1,839	3	(注)2	可決 96.84
第3号議案					
夏原 平和	420,864	9,884	3	(注)3	可決 95.02
平松 正嗣	428,808	1,940	3		可決 96.81
夏原 行平	428,904	1,844	3		可決 96.83
木村 正人	429,037	1,711	3		可決 96.86
夏原 陽平	428,902	1,846	3		可決 96.83
田淵 寿	429,021	1,727	3		可決 96.86
福嶋 繁	429,008	1,740	3		可決 96.86
第4号議案					
三木 愛雄	427,446	3,302	3	(注)3	可決 96.51
軸丸 欣哉	346,850	83,898	3		可決 78.31
森 將豪	428,915	1,833	3		可決 96.84
木下 貴司	428,989	1,759	3		可決 96.85
第5号議案	429,870	878	3	(注)1	可決 97.05
第6号議案	429,912	836	3	(注)1	可決 97.06

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上